

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.191

【共通】 問1 次に掲げる防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認める場合に、防火管理者を外部に委託することにより選任することができる防火対象物として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 共同住宅
- (2) 複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物
- (3) その管理について権原が分かれている防火対象物の部分で令別表第1(6)項口の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして算定した収容人員が10人以上のものを有するもの
- (4) その管理について権原が分かれている防火対象物の部分で令別表第1(15)項の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして算定した収容人員が50人未満のものを有するもの

【消防用設備等】 問1 次に掲げる設備のうち、消防法令上、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」に該当するものを1つ選べ。

- (1) 住宅用防災警報器
- (2) 連結散水設備
- (3) パッケージ型消火設備
- (4) 特殊消防用設備等

【消防用設備等】 問2 避難はしごのうち固定はしごの設置及び維持に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 固定はしごの横さんは、防火対象物から10cm以上の距離を保有することとなるように設けなければならない。
- (2) 固定はしごの降下口の大きさは、直径50cm以上の円が内接する大きさとしなければならない。
- (3) 3階に設ける固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けなければならない。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。
- (4) 4階に設ける固定はしごは、金属製でなければならない。

【防火査察】 問1 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効

性が担保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。また、法第4条に規定する質問権は、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していない。

- (2) 法第4条に基づく系列店の飲食店の立入検査を実施した際、店長が異動し防火管理者未選任違反を確認した。この違反は店長の人事異動が激しいことによって発生していることが推定され、他の店舗でも同様の違反が発生していると思われるので、管外の系列店を管轄する消防本部への照会・情報提供を行い、連携した指導等の実施を図ることとした。
- (3) 法第4条に基づく個室型店舗の立入検査を実施した際、テナント等が入替わったことにより用途、区画、内装等が変更されている状況を発見した。建築基準法令の防火に関する規定に違反しているおそれがあり、火災予防上の危険が認められるため、建築部局へ通知することとした。
- (4) 法第4条に基づく百貨店の立入検査を実施した際、法第36条第1項の防災管理者が未選任であることを確認したので、法第8条の2の2の防火対象物点検未実施違反と併せて防災管理者未選任違反を記載した立入検査結果通知書を関係者に交付し改修を求めることとした。

【防火査察】 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検が未実施である違反に対する違反処理は、告発をもって対応する必要があるが、点検結果の未報告違反に対する違反処理は、防火管理者選任義務対象物に限り法第8条第4項の防火管理適正執行命令により対処することも可能である。
- (2) 市民から広聴があり、リサイクル工場で屋外に廃車を野積みしている場所を確認したところ、廃車のタンクからガソリンが漏れており、火災の予防に危険であると認めため、法第3条第1項に基づき漏れているガソリンを処理し、タンクに残っているガソリンを除去するよう消防吏員名で命令を発動した。
- (3) 第5条の3第4項の規定により準用される災害対策基本法第64条第4項の規定による保管した物件の売却については、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物件等は、随意契約により売却することができる。
- (4) 法第8条の2の3第6項に基づき防火対象物点検に関する特例認定の取消しをするための事前手続きとして実施する聴聞については、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、予定される

問1 答 (1)

解説 国民保護法第119条第1項参照。平時における同様の趣旨の規程が消防組織法第44条にあるが、同条では第5項を除き「求める」としており、市町村消防の自主性を尊重している。しかし、武力攻撃事態等においては、国全体として万全の措置を講ずる必要がある、また、武力攻撃事態等への対処について、国は主要な役割を担うとされていることに鑑み、消防組織法よりも関与の度合いが強い「指示」の権限を消防庁長官に与えているものである。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 交通の支障とならない路側側の吸管を延長する。

消防司令問題解答

〔消防法規〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 火災は除かれるため、誤り。
 (3) 同一のため、誤り。
 (4) 相互に関連するため、誤り。
 (5) できないため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 地下タンク貯蔵所のため、誤り。
 (2) 一般取扱所のため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 石油パイプライン事業法のため、誤り。
 (5) 2019年7月の京都市伏見区の爆発火災を受けたため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 適用されないため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 議員のみのため、誤り。
 (4) 条理上の原則のため、誤り。
 (5) 必要とするため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 「命令」は受命者が実現可能なものでなければならない。指揮本部長はこの見極めをおこなわなければならない。実施可能かを判断する基準は、「時間的可能性」「物理的可能性」「能力的可能性」の3点を中心に考える。

〔救急〕

問1 答 (2)、(5)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版)294頁から297頁に、惨事ストレスへの対応についての記載がある。

問2 答 (3)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版)643頁に、破傷風についての記載がある。

問3 答 (3)

- 解説 (1) ○ 消防法第35条の5 救急搬送に関する実施基準参照。
 (2) ○ 消防法第35条の6 国の責務参照。
 (3) × 消防法第35条の7第1項 実施基準の遵守等参照。⇒実施基準を遵守しなければならない。
 (4) ○ 消防法第35条の7第2項 実施基準の遵守等参照。
 (5) ○ 消防法第35条の8 協議会の設置参照。

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 (3)

- 解説 (1) 政令第3条第2項により正しい。
 (2) 規則第2条の2第1項第1号により正しい。
 (3) 同項第2号イでは、収容人員は「10人以上」でなく「10人未満」であるため、誤り。
 (4) 同項第2号ハにより正しい。

消防法第8条では「政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め」となっており、法律上は、「政令(第3条)で定める資格」さえあれば防火管理者として選任できる仕組みになっている。ところが、千日デパートビル火災を契機として、昭和47年(1972年)12月に政令第3条第1項に「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」という要件が追加されたため、それ以後、「防火管理者を外部の者に委託することはできない」とこととされていた。

その後、防火管理者選任の実態を踏まえて、平成16年(2004年)2月に政令第3条に第2項が追加され、共同住宅のほか、規則第2条の2第1項に定める要件を満たす防火対象物については、必ずしも「管理的又は監督的な地位にある者」でなくとも防火管理者として選任する途が開かれた。この時の改正では、政令第3条第2項は、「…『防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位

にあるもの』とあるのは、『防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たすもの』とする。』とされており、防火管理者を外部に委託することを意識した規定ぶりだった。しかし、平成24年（2012年）10月に、この部分の後段が、「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの」と、防火管理者の外部委託を認めることを含めて、一般的な資格要件を前面に出す規定ぶりに改正された。このため、防火管理者の外部委託の可否を問う本設問は、最新の規定から見るとやや違和感があるかも知れない。

なお、規則第2条の2第1項第2号は、平成19年（2007年）6月に、(6)項口の防火管理者選任義務が収容人員10人以上のものに強化されたことを踏まえて関係規定の整備がなされている（改正経過とその内容については、東京理科大学HP「消防法令改正経過検索システム」による。以下の解説も同様。）。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」とは令第7条第1項において消火設備、警報設備及び避難設備と規定されており、具体的には同条第2項から第4項までに具体的に示されているもの及び同条第7項の規定が適用になるものが該当する。

- (1) 住宅用防災警報器は令第5条の6第1号で定められており、法第9条の2第1項の住宅用防災機器であるが、「政令で定める消防の用に供する設備」ではなく、当然、令第7条にも掲げられていない。
- (2) 連結散水設備は、令第7条第6項で定められている「政令で定める消火活動上必要な施設」であるが、「政令で定める消防の用に供する設備」ではない。
- (3) パッケージ型消火設備は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」第2条により、令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とされている。同設備等は、令第7条第7項により「法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」とされている。
- (4) 消防法第17条第3項の「特殊消防用設備等」は、同条第1項の「政令で定める消防の用に供する設備」ではなく、当然、令第7条にも掲げられていない。

問2 答 (3)

解説 消防法施行規則第27条第1項第4号による。

- (1) 同号ハにより正しい。
- (2) 同号ニにより正しい。
- (3) この規定は、固定はしごを4階以上の階に設置する時に適用される規定（同号ホ（ハ））であるため間違い。
- (4) 同号ホ（イ）により正しい。

本条は、1階段ビルであったために多数の死者が出た新宿歌舞伎町雑居ビル火災（平成13年（2001年）9月 死者44人）を契機として、平成15年（2003年）6月に規定の整備が行われている。それまで避難はしご関係規定は規則第27条第1項第1号として一号で規定されていたが、固定はしご（4号）とつり下げはしご（5号）の二号に分けて規定された。

この時、固定はしごについては、初めて降下口の大きさに関する規定が追加され（本問(2)）、規則第5条の3（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）第1項との整合が図られた。また、つり下げはしごについては、この時初めて、取り付け具として避難器具用ハッチを用いることなどを条件として、4階以上の階にも設置することが認められた。規則第27条第1項第5号ニ参照。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説**
- (1) 法第4条、法第44条及び立入検査マニュアルにより適当。
 - (2) 立入検査マニュアルにより適当。
 - (3) 立入検査マニュアルにより適当。
 - (4) 法第36条関係の防災管理に関する規定は、法第4条に基づく立入検査権を行使して、適合状況を確認することができない。このため、相手方の任意の協力に基づき行うことになる。立入検査マニュアルにより、法第4条に基づく立入検査結果通知書とは区別し、確認した違反内容を通知する必要があるため、不適当。

問2 答 (1)

- 解説**
- (1) 法第44条により点検結果の未報告違反に対しては告発で対応する必要があり、点検未実施違反については、「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料（平成14年10月24日消防安第107号。消防庁防火安全室長通知）により防火管理者選任義務対象物に限り法第8条第4項により対処することができるので、不適当。
 - (2) 法第3条第1項及び違反処理マニュアルにより適当。